

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部企画課	
契約締結年月日	令和8年1月29日	
業 務 名	ギフトカード型商品券発行等業務	
業 務 の 概 要	ギフトカード型商品券の発行、市への発送及び期限設定	
契約金額(税込)	18,722,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	インコム・ジャパン株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務は、国の重点支援地方交付金を活用し、迅速かつ的確な事務の遂行が求められる食料品等の物価高騰対策として、市民1人につき、5,000円分のギフトカード型商品券を配布する事業のうち、その業務履行に必要なギフトカードの発行、市への発送及び期限設定を行う業務である。近年、他自治体の事業で同種のギフトカードの活用実績がある中、「インコム・ジャパン株式会社」は、ギフトカードの有効化調整(付加価値の設定)、使用期限の指定及び柔軟な金額設定に対応できる。また、国内の多くの店舗及びインターネットショッピングで使用可能であり、ギフトカードの利用実績が把握可能であること、加えて未使用分(1枚当たり最大5,000円)の残金が返金可能であることから、本業務を履行</p>	

	可能な唯一の業者である。また、他自治体でも同種の業務が予定されており、早急に契約しない場合には、市民への配布時期が著しく遅延するおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
--	--

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部企画課です。